

第8章

電気通信事業政策

——コンセッション方式と政党政治——

第1節 課題の設定

まず、本章で電気通信事業政策を扱う理由について触れておきたい。

第1に、制度の環境的要因（自由化圧力など）に対する適応過程を考察するのに適している点である。後に詳しく述べるが、タイのコンセッション方式⁽¹⁾は多国籍企業を単独でプレーヤーとして参加させず、多国籍企業は主役である地場企業の技術的パートナーとしての役割しかもたなかつた。コンセッション方式は、完全自由化にいたるまでのモラトリアム期間におけるいわば「つなぎとしての制度」であった。こうした制度のもとでは眞の意味での競争状態が達成されず、消費者の利益が度外視されてしまう可能性が高い。さらにこうした制度は、企業間の競争を制限し、新規企業の参入から既存企業を保護する機能をもつので、企業の内部効率や産業の革新的発展を阻害しかねない。確かに、こうした弊害への反省、WTOなどとの協約および民主化の進展にともなう消費者利益重視の傾向などにより、最終的には完全自由化という方向に行かざるをえないであろう。しかしながら、途上国にとっては一気にそこに到達するのは難しい。電気通信事業の完全自由化や関連国営企業の完全民営化（株式会社化）にいたるまでの道筋は国によってまちまちなのである。そこでタイという国の政治的社会的条件のもとで、自由化にい

たるまでのモラトリアム期間における制度＝コンセッション方式がどのように形成され、かつ変化しつつあるのかという点について触れてみたい。

第2に、技術進歩の問題である。電気通信はきわめて技術革新のスピードが速い分野である。これまで世界的にこの分野で主導してきたのは欧州の技術であった。これに対し、アメリカや日本勢も独自の技術を開発し、地場企業を通じてタイ市場に切り込もうとした。新しい技術開発が既存のマーケットを大きく変え、既存のコンセッション方式に変更を迫り、さらに自由化への取り組みを促す原動力になるという点に注目してみたい。

第3に、電気通信事業は政府の規制に大きく左右され、また「政治の影響を多分に受ける」産業である⁽²⁾。鉄鋼や石油化学産業などといった大規模プロジェクトと並んでタイにおける電気通信事業の発展過程は政治の動きと密接に関わっていた⁽³⁾。その意味で開発の政治経済学的分析の材料を提供してくれるのである。

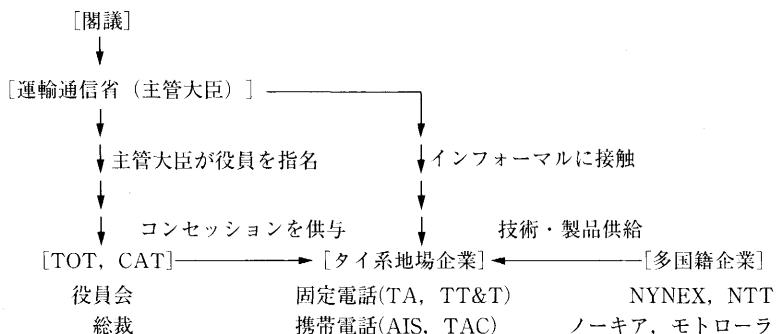
次に本章の構成について概略をみておくことにしよう。

第2節では、電気通信事業に関わるアクターについて概観する。

第3節では、1980年代末の高度成長期に採用されたコンセッション方式が、タイ的な政治社会的要因と、技術革新・自由化の要請という経済的要因の妥協の産物であったということを示す。

第4節では、バンハーン政権以降、政府が1990年代初頭にできた固定電話事業者2社、携帯電話事業者2社という初期の基本構造（2社独占、duopoly）の改革を試み始めたことを示す。すなわちバンハーン政権下でタイ電話公社（Telephone Organization of Thailand: TOT）は、固定電話事業者の1社に、移動体電話の一形態で日本のPHS方式を応用したPCT（personal communication telephone）事業への参入を認め、さらに続くチャワリット政権ではTOT自身が携帯電話事業に乗り出そうとする動きを見せた。しかしながら、これらの新規事業は技術や資金上の問題に直面し、市場変化の契機にこそなったものの、すぐさま競争状態の発生には繋がらなかったのである。そこで、固定電話事業者、携帯電話事業者が相互の事業分野に参入していった

図1 電気通信事業におけるアクター



(注) 運輸通信省（大臣）とタイ系地場企業をつなぐラインは新希望党が運輸通信政策を担当していた時期に顕著であった。

(出所) 筆者作成。

点をまず紹介し、それでも価格低下が起らなかったことの経緯について検討する。

第5節では、経済危機やIMFとの合意を直接的な契機として、コンセッション方式(BTO方式)が崩壊過程に入っていく過程をみる。なお、BTOとは“build-transfer-operate”的略であり、この方式は民間が自己の責任で資金調達してプロジェクトを立ち上げた後、いったん設備の所有権を国に移転したうえで、コンセッション期間中の事業権を得るものである⁽⁴⁾。

第2節 コンセッション方式におけるアクター

まず、電気通信事業におけるアクターを概観しておくことにしよう。そのために、コンセッション方式が導入された初期の構造（政府規制、市場構造）をみてみる（図1参照）。

タイの電気通信事業において基本政策を決定するのは閣議および主管官庁

表1 運輸通信大臣・副大臣の変遷

チャーチャーイ内閣(88.8~90.11)	チャーチャーイ改造(90.12~91.2)	アーナン内閣(91.2~92.4)
モントリ・ポンパニット/SAP	サマック・スントラウェート/PT	ヌグーン・プラチュアブモ(官僚出身)
ニコン・センチャルーン/SAP	プラトゥアン・ロマヤノン/CT	ウイロート・セーンサニット(陸軍)
プラトゥアン・ロマヤノン/CT	チャルーン・チャオプラユーン/SOL	ステーブ・テーバラック(空軍)
アネーク・タップスワン/DEM	スワット・リブタパンロップ/PCCT	チエーンチャーン・カムブー(官僚出身)
スチンダー内閣(92.4~92.5)	チュワン内閣(92.9~94.12)	チュワン改造(94.12~95.7)
バンハーン・シンラバーアーチャー/CT	ウイナイ・ソムボン/PD	ウイチット・ラボンチャイ/PD幹
サノ・ティエントーン/CT	チャラット・ブアチュアイ/PD	スダーラット・ゲュラバン/PD
スワット・リブタパンロップ/ST	サワイ・パッタナー/DEM	ピニット・チャルソムバット/SET
カムチャイルアンカンチャナセート/SAP	タウイー・クライクップ/NAP	アネーク・タップスワン/DEM
		デート・ブンロン/CPP
バンハーン内閣(95.7~96.11)	チャワリット内閣(96.11~97.11)	チュワン内閣(97.11~)
ワンムハマッドノー・マター/NAP	スワット・リブタパンロップ/CPP	ステーブ・トゥアクスパン/DEM
ソムバット・ウタイサーーン/NAP幹	ディレーカ・チャルーンボン/CPP幹	プラディット・パタラプラシット/DEM
ビーラボン・タノムボンサーーン/PD	アラーム・ローウィラ/NAP	ソンタヤー・クンブルーム/CT
ソムサク・テーブステイン/SAP	ソムサク・テーブステイン/SAP	バデームチャイ・サソムサップ/SOL
チャイパク・シリワット/PT	ピニット・チャルソムバット/SET	

(注) (1) 最初のゴチックは大臣、それ以下は副大臣。

(2) SAP=社会行動党, CT=タイ国民党, DEM=民主党, PT=タイ人民党, SOL=統一党, PCCT=タイ全人民党, NAP=新希望党, PD=法力党, CPP=国家発展党, SET=自由正義党。

(3) チャーチャーイ第1次内閣は1990年8月に小幅改造され、アネークに代わりスワット・リブタパンロップが副大臣になった。92年6月から9月にかけてアーナン暫定政権ができ、ここでヌグーン・プラチュアブモが大臣に、チエーンチャーン・カムブーが副大臣となった。チュワン第1次内閣は93年9月に小幅改造し、サワイに代わってアネーク・タップスワンが、またピニット・チャルソムバットが新たに入閣した。

(出所) 筆者作成。

の運輸通信省である。1980年代末から導入されたコンセッション事業に絡む利権は大きく、運輸通信大臣・副大臣は人気ポストであった。第1次チュワン改造内閣以来、同省の大蔵・副大臣ポストはそれまでの四つから五つに増えた。1991年憲法、1997年憲法(経過規定)では閣僚定数が首相を含め49であったが、1省あたりの閣僚数では同省が最多であった(表1参照)。

一方、実際に事業者にコンセッションを与えるのは、TOTやタイ通信公社(Communication Authority of Thailand: CAT)であるが、この両社の役員

会メンバーは基本的にはTOTないしCATを所管する大臣が人選する。この人事は閣議で承認された後、首相府告示として官報に掲載され発効する。通常常管轄大臣が代わるごとに役員会メンバーは入れ替わり、前役員会でいったん決定したプロジェクト事業者選定が変更になることもおうおうにしてある。

次に政府規制についてみてみよう。TOTの根拠法である「1954年電話公社法」によって電気通信事業における政府規制をみると、まず財務規制については、投資支出の4分の1以上は内部資金調達によること、債務返済率（債務返済額／内部資金）が1.5以下であること、その他の規制としては、毎年の設備投資計画の認可、料金改定の認可、従業員数および給与規定などがある。一方1980年代末から、インフラ需要（固定回線、携帯電話）と建設費用がこうした政府財務規制に見合わない形で膨らんだので、タイ政府としては電気通信、電力などの公益事業は本来政府がやるべきものとの政策を堅持したままで、その一部を民間に代行させるという方針を打ち出したのである。すなわち基本的にタイでは、公益事業における設備を民間が所有することはできない。その結果、固定電話事業を規制する監督機関はTOT、携帯電話事業の規制についてはTOTおよびCATとしながらコンセッション事業が始まったのである。

次に市場構造をみてみよう。まず固定電話事業については、もともとチャーチャーイ政権下では、新規300万回線事業をCPテレコム1社に独占的に実施させることになっていたが、1991年2月のクーデタ後に成立したアーナン政権は、これを首都圏200万回線、地方100万回線とに分割した。アーナン首相は、当初国家秩序維持評議会（NPKC）副議長のカセート・ローチヤナニン空軍司令官を運輸通信大臣にしたいとのスチンダー陸軍司令官の意向を覆し、清廉潔白で知られるヌグーン・プラチュアブモ元中央銀行総裁を同大臣に抜擢、電気通信事業への軍の介入を抑えようとした。再検討の結果、首都圏についてはCPテレコム社（その後テレコム・エイシア〈Telecom Asia: TA〉に社名変更）がアメリカのNYNEX社との合弁で、また地方についてはTT&T（Thailand Telephone & Telegraph）社が日本のNTT社と合弁で、そ

表2 タイにおける携帯電話事業

主管国営企業	コンセッション 受注者	商品名	方式	市場シェア (%)
TOT	AIS	NMT900	アナログ	36.5
TOT	AIS	GSM900	デジタル	14.8
CAT	TAC	AMPS800B	アナログ	33.2
CAT	TAC	PCN1800	デジタル	11.3
TOT	国営	NMT470	アナログ	2.0
CAT	国営	AMPS800A	アナログ	2.3
(計画進行中ないし中断プロジェクト)				
TOT	その他国営企業と合弁	1900MHz	未定	
TOT	TA	PCT	—	
TOT	退役軍人機構	PDC1500	デジタル	

(注) (1) 市場シェアは1998年の数字。

(2) CATのAMPS800Aは1995年にタワン・テレコムに営業権を譲渡。

(3) TOTによる1900MHz事業は1997年にTOT役員会で実施決定。

(4) TAのPCTは1999年に営業開始。

(5) 退役軍人機構(TOT管轄)による事業は中止。

(出所) 新聞情報などをもとに筆者作成。

それぞれ実施することになった⁽⁵⁾。こうして固定電話事業において2社独占体制ができたのである。

一方、携帯電話事業においては、チナワット・グループのアドバンスト・インフォ・サービス (Advanced Info Service: AIS) 社がTOTからコンセッションを受け、1990年に北欧で広く使用されているNMT450方式を改良したNMT900方式(アナログ)を導入、さらに94年には欧州方式のGSM900(デジタル)を採用した。これに対してCATは、ユナイテッド・コミュニケーション・インダストリー (UCOM) グループのトータル・アクセス・コミュニケーション (Total Access Communication: TAC) 社にコンセッションを与え、90年にノーキアとの技術提携によるAMPS800B方式(アナログ)を、また94年にはAISのデジタル方式に対抗してアメリカ方式のPCN1800方式を導入した(表2参照)。

こうして1990年代初頭に新規の固定電話事業者2社、携帯電話事業者2社

と、これに提携する外国通信企業4社という基本構造が形成されたのである。

第3節 コンセッション（BTO）方式の導入——経済的要因と政治的要因の妥協

1. 経済的要因(1)：サービスの量的拡大

それでは電気通信事業において、政府が民活（BTOもその一形態である）を導入した背景についてみてみよう。その背景には、公的部門の対外債務管理の厳格さやそれまでのTOTによる電話敷設の遅滞などといった要因がある。

まず1992年の段階でTOTに対し150万人が電話敷設の申請を提出していた。しかしTOTによれば、93年中に供給できるのは一般電話72万4000回線、公衆電話5079台、地方の長距離電話400台にすぎなかった。TOTは第7次五ヵ年経済社会開発計画（91年10月～96年9月）の最終年までには500万回線敷設できるとしていたが、これは政府目標よりも60万回線不足していた。また第8次五ヵ年計画（96年10月～2001年9月）では年間120万回線の割合での増加が見込まれ、結局同計画期間に600万回線の需要が生まれることを意味していた。それまでTOTが600万回線を敷設するのに39年もかかっていた。

すでに述べたように、1980年代末の高度経済成長期以降のインフラ計画には、いわゆるコンセッション方式（電気通信事業の場合はBTO方式）が採用された。この時期における対外債務の推移をみると、86年から95年の10年間ににおいて、公的部門のそれはほぼ漸増傾向にあるのに対し、民間部門のそれは90年を境に飛躍的に伸びている。このように民間債務が急増した背景には、BOT、BTOなどの方式の導入があり、この民間債務の3分の1はインフラ投資や重化学工業に振り向けられたといわれている⁽⁶⁾。

次にBTO方式採用後の電話普及拡大状況をみてみよう。表3は、TOT、

表3 固定回線敷設状況の推移

	1994	1995	1996	1997	1998
電話回線合計	3,506,449	4,380,378	6,635,191	6,908,957	7,449,266
TOT	2,583,946	2,593,963	2,611,097	2,808,957	3,349,266
首都圏	1,599,845	1,598,051	1,598,305	1,601,645	1,742,165
地方	984,101	995,912	1,012,792	1,207,312	1,607,101
コンセッション事業者	922,494	1,786,415	4,024,094	4,100,000	4,100,000
首都圏	557,950	1,081,135	2,568,910	2,600,000	2,600,000
地方	364,544	705,280	1,455,184	1,500,000	1,500,000

(注) コンセッション事業者について、首都圏はTA、地方はTT&Tが実施。

1998年については11月現在。

(出所) <http://www.motc.go.th/e.kamana/deputy/stats7.html>

1998年については<http://www.tot.or.th/satatus.eng.html>

そしてBTO方式によって首都圏における固定回線敷設事業を担当するTA社と地方におけるそれを担当するTT&T社の、各年末における回線キャパシティーを示したものである。これによると、1994年から98年にかけてTOTは地方での敷設を伸ばしたものの、首都圏では漸増にとどまっている。一方、TA社とTT&T社は同じ時期に4倍以上能力を拡大している。固定電話事業と同じくコンセッション方式を採用した携帯電話についても、90年以降急速に普及した。なお、コンセッション方式最初のAIS社の事業(NMT900)以前に、TOTは独自に携帯電話事業(NMT470)を実施したが、普及状況は芳しくなかった。このように、コンセッション方式のもとでタイにおける電話サービスが飛躍的に拡大したといえよう。

ただし、結果的にこの方式は過剰重複投資を招来し⁽⁷⁾、例えば携帯電話事業では市場規模の割には多様な方式が乱立した。その一方でサービス価格の低下はさほど顕著ではなかった。電気通信事業における民活導入の背景には、政府国営企業ではサービス供給が必要に追いつかないという理由があったが、BTO方式を通じた莫大な投資によってこの量的拡大は達成したものの、他方で投資効率の悪さなどからサービス価格の低下が起こらなかつたのである⁽⁸⁾。この点については第4節で簡単に触れる。

2. 経済的要因(2)：技術導入

タイでは政府事業に民間企業が参入する場合においてコンセッション方式（BTO方式）の導入を義務づける法的根拠は存在しない⁽⁹⁾。にもかかわらず電気通信事業においてBTO方式が定着するようになったのはどのような理由によるのだろうか。

すでに述べたように、将来的に国内電気通信市場の開放を認めざるをえないにしても、さまざまな既得権益（政治家、労働者の利益）の網の目が張り巡らされた条件のもとで、なおかつ日進月歩で進む世界の技術革新に対応していくこうとする場合、この二つの要請（既得権益と技術革新）をいかに両立させるかという点が重要になってくる。そこでまず電気通信事業における技術革新の要請という点についてみてみよう。

まずBTO方式採用にいたるまでの経緯をみてみよう。例えば、かつて1980年代半ばにベル・アトランティックとブリティッシュ・テレコムがタイ政府に対して電話事業の一部民間請負を持ちかけた際、民間委託はありえないというのが答えであった⁽¹⁰⁾。両社は共同でタイの電気通信産業の調査を実施していたが、こうした政府からの回答によりタイへの進出を断念しようとした。また90年10月8日の閣議では、「1954年電話公社法」に照らして、公益事業において収入・利益を民間と分益する方式が妥当か否かが議論されたが、国営企業が管理する公益事業を民間委託する方針には依然として強い懸念があり、また外国企業が公益部門に影響力を及ぼすことについても警戒感が示された。

しかしながら外国技術、とりわけ進歩が最も著しいヨーロッパのそれとのキャッチアップの必要性については、民活方式に先鞭をつけたチャーチャイ首相（在任期間1988～91年）およびその顧問団が重視したところであった。チャーチャイ首相顧問団が重視したのは日本の技術と欧米の技術の均衡という、いわば安全保障上の観点であった。すなわち伝統的にTOTのスイッ

チング・システムなどの機器の供給が日本に依存しており、このことは日本への技術的偏重と対日貿易赤字につながっているとの判断があった^⑪。チャーチャーイ首相の顧問団は、当時のモントリー・ポンパニット運輸通信大臣によって提案されたBOT（電気通信事業ではBTO）方式による民活導入が、技術導入先の多角化と、ひいてはTOTやCATの技術的高度化・効率化につながると考えたのであった。UCOM社のプーサナ・プリマノート（Phusana Primanot）顧問が指摘するように、電気通信事業でコンセッション方式（BTO方式）が採用されるのは稀なケースであり、マレーシアやインドネシアなど多くの国では電気通信担当の国営企業を民営化する方式がとられた^⑫。にもかかわらずタイでBTO方式が採用された背景には、民営化への抵抗が強力であったこと、設備ができた時点で政府に所有権が移るので安全保障面における外国の脅威から解放され、他方タイ系企業に外国の先端技術が移転されていくであろうと考えられたことなどの点がある。

ただし、こうしてBTO方式が開始される一方、第7次経済社会開発計画ではTOTの株式会社化の方針が明記され、TOTが1990年代初頭に、来るべき市場開放とTOTの完全民営化を念頭に動いていたことも事実である。すなわちTOTサイドには、BTO方式を経過的な措置として位置づけ、これを将来的にはBOT（build-operate-transfer）方式、さらにはTOTの株式会社化を通じてBOO（build-own-operate）方式に移行させようという意図が早くからあったようである。TOTでは、TOT本体の民営化の構想がBTO方式の新規導入と時期を同じくして議論されたのである。

TOTを民営化するには、「1934年電信電話法」と「1954年電話公社法」を改正する必要があった。当初監督官庁である運輸通信省のテクノクラートは、役員会決定のみで法案を国会に提出させようとした。しかし、TOT役員会は民営化するかどうかを決定するにあたって、まずTOT本部および全国300カ所あまりの支部の職員の意向を聞いたうえで判断するとした。さらに1992年の段階でTOT民営化のためのコンサルタントを募集した^⑬。この経緯から判断するかぎり、当時のTOT本体の民営化政策については、運輸通信省の

テクノクラートからの働きかけがあったとみられる。他方TOT自体の論理からすれば、予想される通信自由化のもとで自らの競争力を維持していくには、遅かれ早かれ外国企業（とりわけ欧州企業）との提携を通じた技術蓄積が必要であった。

しかしながら、次に述べるような政治的要因から、完全民営化（株式会社化）への道のりは遠かった。

3. 政治的要因

先述したように、1990年代において国営企業の民営化、すなわち株式会社化というシナリオは運輸通信省や国家経済社会開発庁（NESDB）主管の民営化委員会のなかにあった。しかしながら株式会社化によって政治家が失う権益には計り知れないものがあった。これまでのタイの政治経済学的理解によれば、タイではテクノクラート（首相府予算局、大蔵省、国家経済社会開発庁、中央銀行の4機関）による予算管理が厳格なため、インドなどに顕著にみられるようないわゆる選挙循環が存在せず、その結果大臣はライン官庁の許認可（sectoral intervention）に活路を見いだし、そこから得た資金を選挙費用などにまわすというものだった¹⁴⁾。電気通信事業が完全民営化されれば、これまで国営企業がもっていた監督権が第三者機関に移行するのであるから、当然政治家が容認できるものではなかった。よって国営企業という形態をそのまま残し、これを通じた許認可権の行使が政治家にとって好ましいものであった。それでは90年代におけるタイ政治と電気通信事業の関係はどのようなものであったのであろうか。

1990年代初頭以前におけるタイ政治は、クーデタを契機としながら政党政治家と軍が交互に政治的実権を握るという循環を辿ってきた。これを図式化すると、政治家の汚職などによる政党政治の行き詰まり→軍によるクーデタ→暫定憲法施行→恒久憲法公布→総選挙→民政移管というパターンになる（古い政治循環）。他方92年に発生したいわゆる5月流血事件¹⁵⁾を契機に、政

治における軍の地盤沈下が顕著になり、政治家の独り舞台が続くようになると、新しい政権交代パターンが見いだせるようになってきた。そのパターンとは、選挙運動開始・票の買収→組閣（クオータ制による連立与党間の閣僚ポスト配分）→各省大臣・副大臣間の所轄分担・国営企業役員会や各省幹部の異動→内閣改造を何回か実施→連立与党内で閣僚ポストを得られなかつた議員が野党の不信任案に同調→国会解散、というものである¹⁶。

この新しい循環のもとでは、政権が変わることに国営企業の役員会が交代となるのが通例である。通常国営企業の役員会人事は閣議承認事項であるが、先に述べたように役員の人選は主管大臣の裁量が大きくものをいう。したがつて政権が代わるごとに新しい大臣・役員会と関係を構築せねばならない企業は大きな政治的コストを支払わねばならない。他方、できるだけ多くの利権を得ようとする政治家は、自らの短い在任期間のうちにできるだけ多くのプロジェクトを立案・実施しようとする傾向があり、このことが1991年2月クーデタ断行のさいの軍の口実ともなつた。こうした傾向は何も電気通信事業だけでなく、他の大規模インフラ事業でもいえることであった。例えば香港のホープウェル社による高架鉄道計画は、チャーチャイ政権下のモントリー運輸通信相のもとで十分な事業化調査を行わず、矢継ぎ早に実施に移されたものだった。また逆に国営企業の役員会の方には自身が推進したいプロジェクトを、政権が崩壊する以前に素早く立ち上げたいという本音があつた。

こうした要因とともに、電気通信事業においてTOTとCATという規制を担当する監督機関が二つ存在したことが、プロジェクトの乱立とシステムの不統一という結果を導いた。「1954年電話公社法」は国内電話事業をTOTが、「1976年通信公社法」は国際電話事業をCATが担当する旨定めている。他方、近年の目覚ましい技術革新によって両社の業務分担をはっきり線引きすることは難しくなり、その結果携帯電話、ポケットベルなどの分野で両者それぞれが、競つて民間企業にコンセッションを与えるという新たな状況が生まれてきたのである¹⁷。そしてその結果として、電気通信事業における過剰

投資が発生したし、他方政治家はTOTとCATの双方を通じてコンセッション事業に関与することができたのである。

一方、こうした状況に対する反省からアーナン政権は、民活事業における政治家の必要以上の関与に歯止めをかけるべく「政府事業における民間企業参入に関する法律」(「1992年民活法」)を制定、プロジェクト実施の際ににおける事業化調査と第三者機関による事業者選定を義務づけた。しかし、バンハーン政権以降この民活法を政治家の都合のいいように変更しようとする動きが絶えずみられた。

次にビジネスと選挙の関係についてみると、タイでは電気通信事業の経営者ないし関係者が総選挙の時点で特定政党を応援することがときどきある。例えば前出のUCOM顧問のプーサナ・プリマーノートは、1996年11月に実施された総選挙で新希望党の選挙運動に参加した旨公言し、この選挙の結果同党が第一党となった後、チャワリット首相(新希望党党首)の次席秘書官に就任している¹⁸。また運輸通信省やTOT、CATのOBが特定政党のクオータで入閣することもたびたびあった。典型的な例が、チャワリット内閣で運輸通信副大臣になったディレーク・チャルーンポン(Direk Charoenphon, TOT出身)である。またチャワリット改造内閣(1997年10月)では先のプーサナ・プリマーノートが新希望党枠で首相府付大臣、UCOM社長の弟であるソムチャーイ・ベンチャローンクンが社会行動党枠で副保健大臣として入閣した¹⁹。

第4節 バンハーン政権以降における市場構造の変化

1. PCT方式導入を契機とする市場構造の変容

前節では1990年代初頭に形成された固定電話事業と携帯電話事業における2社体制に触れた。次にバンハーン政権下においてTA社が着手した簡易電

話（PCT）事業を通じて、既存の市場構造が変化していった点についてみてみよう。

1996年1月、チャワリット副首相は電気通信サービスの拡大のためPCT方式の導入を提唱、これを受けTOT役員会はTA社によるPCT事業を承認した。TA社は96年8月、TOTとの間でPCT事業に関する契約を行い、三井物産、日本電気、日本電信電話と事業提携を結んだ。TA社は固定回線事業では欧州と組んだが、簡易電話事業では日本と組むことになった²⁰。ここにいたるまでに、最高検察庁（Office of the Attorney-General）はPCTを固定電話事業の周辺サービスであるとの結論を出し、二つの携帯電話事業者＝AIS社やTAC社と政府との間の独占契約、すなわちコンセッション期間中の新規事業者の参入は認めないという条項には抵触しないとしたのだった²¹。これに対し後に述べるように、AIS社は自らの事業のコンセッション期間延長によって政府と妥協を図ったのだった。このPCTは、自動車の運転中の通話が困難であるなどの技術的問題が発生したこともあり、一時遅滞したが、結局99年から本格的サービスを開始することになった。

問題は、PCT方式の導入が、携帯電話事業における2社独占（duopoly）の原則を形骸化させる契機となったことである。すなわち固定電話事業におけるTAとTT&Tの2社、携帯電話事業におけるAISとTACの2社という当初の規制が意味をもたなくなり、固定電話事業者と携帯電話事業者が相互の事業領域に参入する結果になったのである。この過程で、新希望党党首であるチャワリット副首相は、2社独占は消費者の利益につながらないとして、同プロジェクトを推進した。当時運輸通信大臣は教育畠出身のワンムハマッドノー・マター（Wan Muhammad Nor Matha）新希望党副党首であったが、実際に電気通信政策を動かしていたのはチャワリット副首相、ソムバット（Sombat Uthaisang）運輸通信副大臣、ポーキン（Pokin Polakun）首相府付大臣であった。彼ら、とりわけチャワリット副首相は陸軍に入隊した当初、電気通信畠を歩み、電気通信について深い知識をもっていたし、またさまざまなルートで電気通信業界とのパイプをもち、携帯電話事業における2社独

占体制に終止符を打とうとしたのである。また、PCT導入前後にTA社とAIS社の間で利害調整を行う仲介者の役割を果たしたのは主として新希望党であったという²²。このように政治家と事業者がインフォーマルにであれ接触している点は、この時期のタイの電気通信事業における特徴である。

2社独占体制の改変の過程ではTA社とAIS社の利害もある程度一致させることができた。すなわち固定電話事業から出発したTA社は移動体電話事業（正確には簡易電話事業）に参入し、逆に移動体電話事業から出発したAIS社はその交換条件として固定電話事業に参入する見通しを得たことにより、将来的に応用範囲の広い光ファイバー部門に参入する足掛かりとすることが見込まれたのだった。また先に述べたように、AIS社は、TA社のPCT事業への参入を容認する引き替えとして、AIS社の携帯電話事業のコンセッション期間を20年から25年に延長するとの条件を政府から引き出したのである。

こうしたAIS社の動きに当然UCOMグループのTAC社も追随した。すなわちTAC社は自らの携帯電話事業のコンセッション期間を22年から27年に延長するとともに、PCN1800事業について、International Engineering Company (IEC) 社とサーマート社という別の企業とサブライセンス契約を結んだのである。これにより、1990年に始まったTAC社の事業は2017年に終了することになったが、TAC社に課される平均年間ロイヤルティーは従来の26%から24.3%に軽減されることになったのである²³。TAC社が上記2社とサブライセンス契約を結んだのは、携帯電話事業の自由化と競争原理の導入をすべきとの政治家や国民の意見をかわすためのものであった。

また、もともと新希望党の顧問弁護士で1995年7月以来TOT役員会のメンバーとなったパイサン・ポートモンコン（タンマニティ弁護士事務所経営）は、退役軍人機構（WVO）が民間企業と合弁で新規携帯電話事業（日本で開発されたPDC方式）を実施する計画を進めていた²⁴。

これら一連の動きからわかるように、PCT方式の導入が既存の2社独占体制を改変させる契機となったのである。

2. TOTによる1900MHz事業

さらに1997年に入り、チャワリット政権下で運輸通信相を担当したディレーク・チャルーンポン運輸通信副大臣（国家発展党枠）のもとで、TOT自身が携帯電話事業に乗り出すことが決まり、2社独占体制の改変は決定的なものになった。国家発展党もプレーヤー数の増加を狙ったのである。

1997年5月、TOT役員会は「新規携帯電話事業推進のための委員会」（スパチャイ・ピシットワーニット委員長）を設置し、1900MHz事業を立ち上げようとした。通貨危機が発生する前後から、国家経済社会開発庁（NESDB）は国営企業の独自事業=1900MHz事業について、すでに携帯電話が過剰状態にあることから、その実施を見送るよう勧告していたものの²⁵、計画継続の方向性を打ち出したのである。当時TOT役員会のメンバーだったサンスーン・ウォンチャウム（Sansern Wongcha-um）国家経済社会開発庁副長官も、この計画に反対したものとみられる²⁶。確かにNESDBがいうように、当時電話番号割り当て済みの携帯電話が180万台であるのに対し、実際に使用されているのは101万台にすぎなかった。大蔵次官補でTOT役員のスパチャイ・ピシットワーニットが1900MHz事業推進のために設置された委員会の委員長になっていたので、この事実を素直に解釈すれば、TOTの投資方針を大蔵省が認めたことになる。

結局、最高検察庁は1999年1月になって、民間企業との競争を促進するためにTOTが合弁会社を設立して1900MHz事業に参入することを認めた²⁷。国家発展党枠のディレーク副大臣が着手したTOT独自による携帯電話事業計画については、第2次チュワン政権のステープ・トゥアクスバン（Suthep Thaugsuban）運輸通信大臣（民主党）に引き継がれた。TOTが独自に事業を開始しようとした背景には、電気通信自由化後、TOTが規制する機関からプレーヤーへと立場を変更するという点があった。やはりこの場合に関しても、PCT方式の導入を契機として、移動体電話事業におけるプレーヤー

が増えることになったといえるのである。

3. AISの簡易電話参入計画

TA社のPCT事業への参入により、既存の携帯電話事業者であるAIS社は、マーケットシェア維持のために安価なサービスの導入を模索した。具体的にはユーザーが従来の携帯電話と簡易電話の双方を選択できるシステム（dual-mode system）を導入しようとしたのである。すなわち簡易電話の基地があるところではこれを用い、基地がないところでは従来の携帯電話システムに切り替えるというものであった。技術的にはヨーロッパで開発された簡易電話であるDECT（digital European cordless telephone）方式²⁸をGSM携帯電話システムに組み込もうというものであり、日本のPHS方式に対抗しようとするものであった²⁹。

さらに1996年9月、AIS社は新たに1880～1900MHzおよび1960～1980MHzの周波数帯の使用をTOTに申請した。これはGSMのユーザーをさらに拡大することを見込んでのものであった。またこの周波数帯はDECT方式に適したものであるというのが申請理由であった。

TA社がPCT方式導入を決めたとき、AIS社はPCT方式が携帯電話の一種であり、AIS社と政府との間のコンセッション契約に反するという論理を展開したが、これでPCT方式と同様の簡易電話であるDECT方式の存在を容認し、したがってTA社の主張および前述のPCTに関する最高検察庁見解を、AIS社が自ら容認することになったのである。

4. 消費者不在の政策

こうして移動体電話事業において新しい方式が導入されることになったが、消費者が実際にその恩恵にあずかるにはまだ道のりは遠かった。

すなわちTOTが国内事業、CATが国際電話事業というかつての棲み分け

構造から、国内ユーザー向けの電話番号割り当ての権利をもつのはTOTであり、他方CATはこれをもたない。したがってTAC社はCATからコンセッションを供与されているものの、CATは電話番号割り当ての権限をもたないため、TOTから電話番号をレンタル供与されるという形態をとる。加えてCAT独自では携帯電話から固定回線への接続業務を行うことができず、やはりこの場合TOTのファシリティーを使わねばならない。したがってTAC社は通常のコンセッション事業と同じくCATに上納金を納めると同時に、TOTに対して一定額の配当金と電話番号レンタル料を支払わねばならない。TACのシステムで新規に電話番号を登録する場合200バーツのレンタル料を支払わねばならず割高であった³⁰。

その他AIS系とUCOM系の接続は両社の協力関係の欠如からスムーズに進行しなかった。例えばAIS社のネットワークはショートメッセージ機能においてTAC社のPCN1800のシステムと接続できない³¹。こうした両ネットワークの接続の悪さによって不利益を被るのは他ならぬ消費者であった。

一方、AIS社とTAC社は経済危機後、経営状態が苦しくなっているので政府へのロイヤルティーを引き下げるよう要求し、そうでなければサービス価格の低下に踏み切れないとした。ミーチャイTOT総裁は、ロイヤルティーの引き下げを要求する前に、外国企業への株式売却をするなど自助努力を行うべき旨反論した³²。結局政府側からの働きかけにもかかわらず、電話サービス価格の低下はなかなか起こらなかったのである。

5. バンハーン政権以降における市場構造変化の意味

タイの政治構造上の特色は、多党制そして頻繁に起くる内閣改造と政権交代である。政治とビジネスの関係もこうした政治構造に左右される。すなわち特定政党と企業の関係は永続的なものとはなりにくく、その意味で競争が発生する余地が残されているのである。

電気通信産業においても、バンハーン政権のソムバット副大臣（新希望党

枠), チャワリット政権におけるディレーク副大臣(国家発展党枠)のもとで, このような状態が萌芽的にであれ発生したかのようにみえる。

確かにバンハーン政権下におけるPCT方式の導入が, 市場構造を変化させる契機にはなった。しかしながらPCT方式は技術上の問題に直面し, 実際の商業サービスは1999年に入ってからのこととなった。またTOTの新規1900MHz事業も, TOT単独出資とするかあるいはCATなど他の国営企業との合弁事業にするかで結論が出ておらず, 未だ実施にいたっていない。したがってバンハーン政権で市場構造を変化させる契機が発生したもの, これがすぐさま競争状態の発生には繋がらず, したがって既存2社すなわちAISとTACの寡占状態(合わせて95.3%の市場シェア)がほぼそのまま存続したのである。

第5節 制度改変——自由化への模索

1. 電気通信マスタープラン

これまでみてきたように, 過去約10年間にわたりタイの電気通信事業においては, 自由化までの「つなぎとしての制度」としてコンセッション方式が採用されてきた。またそれと同時並行的に来るべき電気通信事業の完全自由化に対応する政策が練られてきたことも確かである。こうした方向性は第1次チュワン政権以降, 電気通信マスタープランという形をとって提示された。しかしながら結論を先取りしていえば, 第1次チュワン政権末期のマスタープランではTOTの株式会社化やBTO方式の放棄を目指したもの, 次に成立したバンハーン政権が新規コンセッションを認可し続けたために, 前政権のマスタープランが有名無実のものになってしまったのである。

この第1次チュワン政権末期のマスタープラン(1995年3月閣議決定)の概略は以下のとおりである。1998年までに独立の監督機関として「国家電気

通信委員会（NTC）」を設置し、事業免許、料金などの認可を行う。TOTを長距離通信会社=TOT1（政府100%所有）、地域サービス会社=TOT2（民営、政府49%出資）に分割する。CATについては、郵便事業を切り離した後、国際通信会社=CAT1（政府100%所有）と地域サービス会社=CAT2（政府49%所有）に分割する。新規事業者（民間2社）の参入を認め、公正な競争原理を導入する。民間事業者は地域サービスから始め、競争開始後5年目以降、全サービス分野への参入を認めるというものだった³³。またこの第1次チュワン政権下でのマスタープランでは、96年末までにTOTとCATが完全民営化し、戦略的パートナー（多国籍企業）を選定することになっていた。

しかしすでに述べたように、その後を引き継いだバンハーン政権のもとで新規企業にコンセッションを与えたことが、従来からの非競争的な規制を維持させる結果となり、自由化プロセスを複雑なものにしてしまったのである。また1996年4月、2年間にわたるWTOでの協議の末、97年2月に自由化合意を締結するとの取り決めがなされたものの、96年12月のシンガポールでのWTO協議においてはタイを含む途上国は自由化のスケジュールを延期するよう主張したのだった³⁴。

さらにバンハーン政権の後を継いだチャワリット政権では、電気通信担当大臣が新希望党から国家発展党に移り、ディレーク・チャルーンポンが担当大臣となったが、彼はバンハーン政権下の600万回線事業のスケールダウンを主張するとともに、ゾーン制導入を批判した³⁵。ゾーン内で独占が発生する可能性が高いというのがその理由だった。ディレークは長期的にみればTOTの民営化は好ましいという立場にあったが、現状維持に終始した。

一方、チャワリット政権末期で閣議は1997年11月4日に電気通信マスター プランを承認した。これによると、運輸通信省と大蔵省はTOTの持ち株会社を設立、CATについては国際電話部門と郵便電信部門を分離し、それについて持ち株会社を設立、うち郵便電信部門は適当な時期まで民営化を見合わせるが、TOTとCATについては第2段階として外国企業などからの出資受け入れや従業員への株式割り当てを行い、第3段階で上場する。最終

的な政府持ち株は30%未満とする。完全民営化後TOTは戦略的パートナーに25%程度の株式を譲り、その後に株式を上場すれば長期資金調達がより容易になると見込んだ³⁶⁾。またこのマスタープランによれば、外国企業の出資上限に関し、インフラ、ネットワーク・サービス供給者については、2006年1月以降20%，2010年以降49%まで認める。他方、付加価値情報サービス分野については、法律施行後40%，2006年1月から75%まで認めることになった³⁷⁾。

このように、タイではいったん閣議決定された計画も政権が代わると改変されたり破棄されたりするのが常であり、電気通信マスタープランの場合もやはりそうであった。計画は法律ではないので容易に変更するには可能はあるが、投資を行う者にとって不都合なことが多いといえよう。とはいえる。タイ政府が1990年代初頭から完全自由化に向け準備していたことは確かである。

2. コンセッション方式の清算

チャワリット政権の末期で電気通信マスタープランが閣議決定となった背景には、IMFの指導がある。1997年8月のIMFに対する趣意書では、「国営企業株式会社化法」³⁸⁾を成立させたうえで、期限を定めてTOTおよびCATの株式会社化や電気通信自由化を実施するものとされている。また97年10月に公布された1997年憲法の第87条によれば、経済活動における政府の役割は、経済活動に関わる政策立案および公正な競争を促進するための監督機関となる。この時期の国営企業改革のための基本政策は、IMFの指導とともにこの憲法で定められた理念に従って形成されている。電気通信政策については、とくに第40条で第三者機関の設置が定められ、この機関がテレビ・ラジオの周波数配分や電気通信事業を監督する旨明記している。

これまで電気通信政策は閣議、運輸通信省が、また事業を規制する監督機関はTOTとCATがそれぞれ担ってきた（表4参照）。しかし第3節で述べた

表4 電気通信事業における規制構造の変化

	現 行	新制度
政策	電話公社法、通信公社法、無線通信法、放送法 閣議、運輸通信省	電気通信法 閣議、運輸通信省
規制者	TOT、CAT	国家電気通信委員会
設備所有者	TOT、CAT	TOT、CAT、新規設備事業参入者
リセラー	コンセッション受注者	設備事業者、非ネットワーク・リセラー
リテール	エンドユーザー	エンドユーザー

(出所) 運輸通信省資料。

ように、ライン官庁の運輸通信省とTOTやCATの間には政治が介入する場合が多かった。さらに1998年9月1日に閣議承認された「国営企業改革マスタートップラン」によると、こうした制度のもとで成り立ってきたコンセッション（BTO）方式では、「コスト・ベースによる価格設定、オープン・アクセス・レジーム、透明な相互接続アレンジメント、独立したレギュレーションなどの欠如により、市場は真の意味での競争的ではありえない」³⁹。政府は既存のコンセッション方式の弊害を率直に認めているのである。

それではコンセッション方式の清算、TOT・CATの株式会社化の今後の見通しはどうなるのだろうか。もともとロイヤルティーの上納を特徴とするコンセッション方式の契約は、好況という当時の経済状況をもとに算定された需要の伸び・収益を基礎としており、経済危機という状況を予想していなかった。経済危機下では事業者が政府にロイヤルティーを上納するのは困難であり、また自由化後もロイヤルティーを支払い続けるのは新規参入者と比べ不利であるというのが民間側の主張であった。前出のディレーク・チャルーンポンは、コンセッション方式の清算が遅滞すれば、債権者は自らの生き残りのために事業者の株式を取得して経営権を獲得したうえで、多国籍企業にマジョリティーを渡してしまう懸念がある旨指摘した⁴⁰。

一方、通信自由化後のタイの電気通信事業の中核は依然としてTOTとCATであり続ける。すなわちBTOスキームのもとですでにいったん国に所有権が移転されている資産は、再び事業者に売却することはできない。完全

民营化後、既存の設備とりわけ固定回線の大部分は新生TOTのものになる。また収益性の高い長距離通信を手放さないという理由からか、TOTは大規模なSDH（同期デジタルハイアーチ）光電送システムを構築しようとしている^{41)。}自由化後は、固定電話事業においてTOTの独占状態が発生する可能性がある。

一方、携帯電話事業や付加価値サービスでは、タイ系地場企業はこれまで技術開発を多国籍企業に任せ、自らは「コンセッション取得や事業全体の統合・運営に特化してきた」⁴²⁾。しかしながら自由化後、こうした地場企業は単独では生き残れない可能性が高いだろう。1980年代末に採用されたコンセッション方式のもとで、タイ系地場企業がこうした技術面における競争力強化で出遅れたツケは大きいといえよう。

[注]—

- (1) 長期契約で新規の設備建設・運営事業などを民間に肩代わりさせ、収益の一部（一般的に粗収入の一定割合）を政府に上納させる方式である。タイ語では「サムバターン」というが、絶対王政期の徵税請負についてもこの語が用いられる。コンセッション事業の概略については、河森正人「民営化政策の進展」（『国別経済協力報告書 タイ』アジア経済研究所、1993年、171～199ページ）、海外経済協力基金開発援助研究所『通信セクターにおける政府責任のあり方』（OECFディスカッション・ペーパー No.1、1994年）などを参照。

(2) テレコム・エイシア (Telecom Asia: TA) のCEOスパチャイ・チアラワノンに対する月刊*Phuchatkan*誌のインタビュー (*Phuchatkan*, September 1999, p.60)。

(3) 例えば鉄鋼ではNTSグループのサワット・ホールンルアン (Sawat Horung-ruang) 会長は政治家と太いパイプをもっていた。サワットは1980年代前半、経済の低迷で棒鋼が供給過剰にあるなか、従業員全員解雇を盾に政府に緊急支援を要請、結局当時のスティー蔵相やコーワン商相らは棒鋼輸出向けパッキング・クレジット供与や鉄鋼産業向け電力料金の引き下げを容認したという (*Phuchatkan*, May 1999, p.56)。また電気通信産業では、例えばUCOM (United Communication Industry) 顧問のプーサナ・プリマーノートがチャワリット政権で自ら閣僚となるなどしている。

(4) この点について詳しくは河森「民営化政策の…[前掲注(1), 以下前掲を略記]」175ページなどを参照。

- (5) TA (1993年12月SET上場) の主たる株主は、CPグループ22.04%，Nynex (タイランド) 13.50%，パンコク・テレコム・ホールディング9.00%，CPフィードミル3.60% (93年12月時点) など、またTT&T (94年5月SET上場) のそれは、ロクスレー19.2%，ジャスミン18.0%，NTT18.0%，イタルタイ14.4%などとなっている (94年12月時点)。The Stock Exchange of Thailand, *Companies Handbook*, SET, 1994, p. 305 およびThe Interest Co. Ltd., *Stock Exchange of Thailand Companies Profiles*, Dokbia Publishing House, 1995, p. 480.
- (6) タノン蔵相 (当時) の外国人記者クラブでの発言。*Nation*, September 15, 1997.
- (7) 竹内常善「情報通信産業の現状と問題点」(『国別通商政策研究事業報告書 タイ』アジア経済研究所, 1998年) 201ページ。
- (8) 例えば携帯電話 (AIS, 900MHz) の場合、通話料 (同一エリア内1分間3バーツ) と基本料金 (月500バーツ) は導入当初から変化していない。
- (9) 1995年5月25日付の最高検察庁文書 (No. 0017/6364) は、タイにはそのような法的根拠がないとしている。
- (10) *Nation*, March 23, 1998.
- (11) Sakarin Niyomsilpa, *The Political Economy of Telecommunications Liberalization in Thailand*, Unpublished Ph. D. Thesis, Australian National University, 1995, p. 113.
- (12) Prachachat Turakit, November 12, 1998.
- (13) 河森「民営化政策の…[注(1)]」192ページ。
- (14) 世界銀行著海外経済協力基金援助理論研究会誌『世界開発報告1997』東洋経済新報社, 129ページ。Scott R. Christensen, David Dollar, Ammar Siamwalla and Pakorn Vichayanond, "Thailand: The Institutional and Political Underpinnings of Growth," in Danny M. Leptzigar eds., *Lessons from East Asia*, University of Michigan Press, 1997, p. 375.
- (15) 1992年5月流血事件については河森正人『タイ 変容する民主主義のかたち』アジア経済研究所, 1997年, 146~170ページを参照。
- (16) 河森正人「タイのチャワリット政権は長期政権か」(『アジ研ワールド・トレンド』1997年5月号) 41~49ページ。
- (17) 河森「民営化政策の…[注(1)]」187ページ。
- (18) *Nation*, October 30, 1997. なおブーサナはロンドン大学でコンピュータ工学の修士号を取得後、クルンタイ銀行、ロクスレー社を経て、1980年にUCOMに入社、入社直後は官庁へのセールスを担当した (『週刊タイ経済』1999年8月2日)。
- (19) *Matichon*, October 24, 1997.

- ⑩ TA社のPCT方式導入に関する詳しい経緯については、同社のホームページ http://www.telecomasia.co.th/inside-pro8_htmlを参照。
- ⑪ *Nation*, July 26, 1996および*Nation*, September 2, 1996. なお、タイの最高検察庁 (Office of the Attorney-General) は、通常の検察の役割の他に、条約、法律、政府と民間が取り交わす契約などについて、政府から意見を求められた場合に見解を下す役割をもっている。一方、首相府には法制委員会 (Office of the Juridical Council) があり、主として法案の作成段階で政府に協力するほか、やはり政府から法律解釈に関する意見を求められた場合、これに答える。法律などの解釈で政府がどちらの組織に意見を求めるかについては、必ずしも基準がない（タマサート大学法学部のスラサク・マニーソーン先生からヒアリング）。
- ⑫ *Nation*, September 2, 1996.
- ⑬ *Bangkok Post 1996 Year-end Review* (インターネット版 <http://www.bangkokpost.co.th>) のTelecommunicationの項。
- ⑭ *Prachachat Turakil*, September 5, 1999; *Nation*, September 7, 1996.
- ⑮ 週刊 *Phuchatkan*, December 21-27, 1998.
- ⑯ 同上。
- ⑰ *Bangkok Post*, January 13, 1999.
- ⑱ *Bangkok Post*, July 16, 1998.
- ⑲ *Bangkok Post*, October 24, 1996.
- ⑳ *Nation*, December 15, 1998.
- ㉑ *Bangkok Post*, September 2, 1997.
- ㉒ *Bangkok Post*, September 1, 1998.
- ㉓ 中崎啓祐「電気通信基本計画について」(『所報』バンコク日本人商工会議所, 1995年6月) 19~21ページ。
- ㉔ *Bangkok Post 1997 Year-end Review* (インターネット版 <http://www.bangkokpost.co.th>) のTelecommunicationの項。
- ㉕ バンハーン政権では、全国を6ゾーン（バンコク2区、北部、東北部、中部、南部）に分割、区域事業者は入札によって選定、1社につき1区域を限定し、各事業者には外国人による株式保有を25%まで認めるとの方針が出された。事業運営形態は、通信自由化を開始する1997年10月まではBTO方式を採用、また自由化後はBOO (build-own-operate) 方式に移行するとの方針が打ち出された（畠山光明「タイの電気通信の現状」<『所報』バンコク日本人商工会議所, 1996年4月> 40ページ）。
- ㉖ *Nation*, November 5, 1997.
- ㉗ *Bangkok Post*, February 10, 1999.
- ㉘ 同法案は1999年3月5日に上院が下院案を一部修正後可決、下院がこの上院

修正案を同10日に承認した。しかしその直後、野党の新希望党が一部条項を違憲として憲法裁判所に提訴、結局憲法裁判所は99年11月4日、野党の主張を退け、同法案は合憲との判断を下した。

- (39) Office of State Enterprises Policy Commission's Secretariat, Office of State Enterprises and Government Porfolio, Comptroller-General's Department, Ministry of Finance, *Master Plan for State Enterprise Sector Reform, Part II : Sector Plans, 1.Telcommunication* (<http://www.mof.go.th/sepc/index.html>).
- (40) *Bangkok Post*, January 26, 1999.
- (41) 『重化学工業新報』1996年8月6日, 14ページ。
- (42) 末廣昭「チナワット・グループ－タイの情報通信産業と新興財閥－」(『アジア経済』第36巻第2号, 1995年2月) 42~43ページ。

年表 電気通信事業関連の動き

年月日	事項
1990年9月1日	TOT役員会、CP=ブリティッシュ・テレコム連合に300万回線事業のコンセッションを与える旨決定
1990年9月	AIS、NMT900のサービス開始
1991年2月23日	NPKCによるクーデタ発生
1991年8月2日	政府とTA、300万回線拡張事業でTAが首都圏の200万回線拡張事業を実施し、地方100万回線については別途再入札することで合意
1992年3月	地方100万回線事業の入札行う
1992年7月	政府、TT&T（ロクスレー・ジャスミン・NTT）に地方100万回線事業のコンセッションを与える
1992年9月	チュワン政権成立
1993年12月18日	チナワット・グループによるタイ初の通信衛星タイコムIの打ち上げ成功
1994年10月8日	チナワット・グループのタイコムIIの打ち上げ成功
1995年3月28日	閣議、電気通信事業マスタープランを承認
1995年6月5日	アネーク運輸通信相代行、190万回線拡張プロジェクトの企業への割り当てを承認
1995年7月20日	バンハーン政権成立。TOTの所轄大臣にソムバット・ウタイサーーン運輸通信副大臣（新希望党枠）
1995年8月15日	TOT新役員会着任
1995年9月5日	閣議、110万回線拡張プロジェクトの企業への割り当てを承認
1995年9月29日	サノ保健相、通信衛星利用の遠隔地医療プロジェクトを変更、光ファイバー・ケーブルを利用するよう指示
1995年12月	消費者から電気通信事業の自由化を求める声が強まる
1996年1月	チャワリット副首相、PCT方式の導入を提唱
1996年2月5日	TOT役員会、TOT独自の携帯電話のネットワーク構築のため、デジタル交換装置の納入業者選定に入る旨発表
1996年4月22日	TOT役員会、SDHの全国ネット・プロジェクトに関する入札方法を発表
1996年5月	CAT、AMPS800Aの事業をタワン・テレコムに譲渡
1996年6月	TOT役員会、PCT方式の導入を決定
1996年7月25日	最高検察庁、PCT方式の新規導入は、既存のコンセッション契約に反しないとの決定を下す。これによりAISおよびTACによる独占体制が崩れることになった
1996年8月7日	TOT、PCT方式の導入にともなうAISの条件（コンセッション期間を20年から25年に延長）をのむ
1996年11月29日	チャワリット内閣成立

1997年2月11日	TOT新役員会発足
1997年5月26日	TOT役員会、新規携帯電話事業推進のための委員会（委員長＝スパチャイ・ピシットワーニット）設置に関する命令（11/2540）を出す
1997年7月17日	ディレーク運輸通信副大臣（電気通信マスターPLAN作成委員会委員長）、電気通信事業の自由化を最低1年間延期する旨発言
1997年9月9日	NESDB、TOTの新規携帯電話事業（1900MHz）について、携帯電話が供給過剰状態にあることから、一時見送るべきとの見解下す
1997年9月16日	TOT、運輸通信省に対し、1900MHzプロジェクトを予定どおり実施する旨の文書を送る。1人あたりの携帯電話普及が周辺国より少ないことなどがその理由
1997年9月27日	新憲法成立。第40条で電気通信事業の監督に關わる委員会の設置を明記
1997年11月4日	閣議、電気通信事業マスターPLANを承認。大蔵省と運輸通信省がTOTの持ち株会社を設立、またタイ通信公社については、郵便・電信部門と国際電話部門に分割したうえで各々持ち株会社を設立、WTOが定める2006年までに自由化を完了する見込み
1997年11月14日	チュワン内閣成立。TOT所管大臣にステープ・トゥアクセスバン大臣（民主党）
1998年1月20日	TOT役員会改選
1998年7月	SDHネットワーク計画でステープ運輸通信大臣（民主党）に汚職の嫌疑がかかる
1998年8月31日	モトローラ、IICOMとの合弁会社（WTH）の株式25%を放出
1998年10月8日	TT&TのCEOアディサイ・ポータラミックが辞任
1998年11月12日	チュワン首相アドバイザー・グループ（ブンチュー委員長）、電気通信法案提出
1998年11月12日	ステープ大臣、ブンチュー委員会提出の法案を批判、他の関連法案とともに一つの法律とすべき旨主張
1999年1月8日	AIS、シンガポール・テレコムと戦略的パートナーを組むことで合意
1999年1月11日	CPのターニン会長、TAのPCT事業計画を継続する旨明言
1999年1月15日	政府、コンセッションの株式化を求める民間事業者側の要望書に対し、これを拒否
1999年1月	TOTとCATが合弁企業を設立し、新規携帯電話事業（1900MHz）に参入することを承認。ステープ大臣はこれにより、基本料金を300バーツに設定し、既存の民間事業のサービス価格低下の呼び水にしたい考え

(出所) 各種報道をもとに筆者作成。